

＜令和4年度 第2回静岡県文化財保護審議会 会議録＞

(令和4年11月18日(金) 13:30～16:15 県庁別館9階特別第一会議室)

司会	ただいまより、令和4年度第2回静岡県文化財保護審議会を開会する。最初に静岡県スポーツ・文化観光部理事、渋谷から挨拶する。
理事	(理事挨拶)
司会	本審議会については、本日は13名の委員が出席している。静岡県文化財保護審議会条例第7条の規定により会議は成立するので報告する。 今回は県指定文化財指定案件3件である。 ここからの進行は議長の杉野会長にお願いする。
議長	審議に入る前に、本日の議事録の署名人として、土屋委員、徳岡委員にお願いする。 今年度は、8月に行った天然記念物掉月庵の夫婦慎の指定解除の書面会議が第1回静岡県文化財保護審議会となり、本日は第2回の審議会となる。 審議に入る。「日本風景〈徳川慶喜筆/油絵 絹〉」の指定の適否について審議する。事務局より案文の朗読をお願いする。
事務局	(諮問文案朗読)
議長	この案件について、事務局に説明をお願いする。
事務局	(案件説明)
議長	続いて、調査を担当された吉田委員から補足説明をお願いする。
吉田委員	徳川幕府15代将軍であった徳川慶喜が油絵を描いていたことを知る人は少ないと思う。また、落款もないこの絵がどうして慶喜の絵で、明治3年頃に描かれたことが分かるのかを主体に説明をする。 徳川慶喜が油絵を描いていた事実は、『昔夢会筆記』「油絵御習得の事」から明らかである。これは慶喜の晩年に渋沢栄一が中心になって、政権返上の時のことなど、当時は言えなかったことを聞き書きする「昔夢会」という会があり、そこでの発言をまとめたもので、慶喜は自分で絵の具を作り、日本にある画材を使って絵を描いていたとある。慶喜の伝記である『徳川慶喜公伝』にも油絵を描いていたことが記されており、写真に撮影された絵が図版に掲載されている。『徳川慶喜公伝』に掲載されたものを含め、現在所在が確認できる慶喜の絵画は8点である。 この中で制作年が把握できるものは、福井市立郷土歴史博物館が所蔵する「西洋雪景色」と呼ばれる雪景を描いた絵で、英語の箱書きから明治3年に松平春嶽へ贈ったものだということが分かる。久能山東照宮の「日本風景」はこの「西洋雪景色」に画面の縦横比率、構図などが類似すること、絹を裏打ちした素材を使うこと、油絵の具で描くことなどが共通している。 「日本風景」のキャンパスの横の部分には絵の具の油染みが出ている。「西洋雪景色」も紙で裏打ちされた絹が貼り込まれ、薄塗りで重ねられる絵の具はよく定着しているが、同様に油染みが出ている。このように体裁や様式がとてもよく似ている「日本風景」の制作年は、明治3年頃と推測できる。 慶喜は静岡で30年間隠居として生活しており、その間に油絵だけでなく、書、

	<p>刺繍、謡曲、鷹狩り、弓、写真など様々なことに取組んでいる。</p> <p>日本画は少なく、彼にとっては絵といえば油絵を指すのだろう。その文化的背景には静岡学問所や沼津兵学校を介して静岡に英知が集結していたことや、慶喜自身が西洋の新しい技術・文化に高い関心をもっていたことにある。そして、明治初年に静岡という場所で慶喜が日常の営みとして様々な取組をしていくことに、この時代特有の意義が見いだせるのではないかと考えている。</p>
議長	<p>それでは、「日本風景<徳川慶喜筆/油絵 絹>」の指定について審議する。質問、意見等をお願いします。</p>
内田委員	<p>この作品は、日本人が西洋画と出会って西洋画を学んでいく過程が分るものとして重要であること、黒田清輝がもたらした西洋のアカデミズムの絵画とは異なり徳川幕府の開成所の系譜にある中島仰山に連なる画風を示すものであることから、日本の洋画作品の足跡として非常に貴重な作品である。</p> <p>この作品は静岡市美術館の「徳川慶喜展」にも出品されたもので、静岡に隠棲していた慶喜の洋画家としての一面を伝えるものであり、静岡との関わりを示すものとしても重要であるので、指定については賛成である。</p> <p>質問であるが、この作品の名称が「日本風景」となっている理由は分るか。</p>
議長	<p>吉田委員、発言をお願いします。</p>
吉田委員	<p>所有者の久能山東照宮が当初より「日本風景」としている。平成2年に徳川慶喜展実行委員会が立ち上がり、日本近代の幕開けという顕彰事業が上野松坂屋で行われた。ここで「日本風景」というタイトルが初めて用いられたようだ。箱書きとして記載されていると思っていたが、箱書きには単に「風景、油絵、御額」と書いてあるだけだった。今回は所有者が用いる名称をそのまま用いたが、指定に際して変えた方がよい、という考えがあればお聞かせ願いたい。</p>
内田委員	<p>所有者が「日本風景」として伝えてきたのであれば、そのまま「日本風景」でよろしいのではないか。</p>
議長	<p>ただいまの案件についての質問・意見等あったら伺う。特に名称はこれが文化財としての名称になるので、意見のある方はお願いしたい。</p> <p>内田委員、「日本風景」ということで、特段問題は生じないか。</p>
内田委員	<p>所有者に明治以降そのように伝わってきたものなので、問題ないと思う。</p>
議長	<p>吉田委員どうぞ。</p>
吉田委員	<p>明治以降ではなく、寄贈された時か、平成2年の展示会の時からの名称と思われる。</p>
議長	<p>事務局としてはどう考えるか。</p>
事務局	<p>現在、所有者の久能山東照宮が「日本風景」と呼び習わしていることから、特段問題ない考える。</p>
内田委員	<p>私もそう思う。</p>

議長	指定申請書の中でも、昭和 50 年に久能山東照宮が所有して以降、この名称で きているということのようだ。特に御意見がなければ「日本風景」という名称で 問題ないか。
委員	(問題なし)
議長	その他この案件について質問あるいは意見等あるか。 それでは土屋委員。
土屋委員	次の案件の「西洋風景」は、この「日本風景」と対になって描かれたものか。
吉田委員	違うと考えている。「西洋風景」と呼ばれている絵だけが、筆致などから制作 年代が明治 20 年代に下るものとするのが、私も含めた研究者の意見である。
土屋委員	それでは、所有者の久能山東照宮が対のように考えて名前を付けたと理解され るのか。
吉田委員	この 2 点は別々のところから寄贈されているが、寄贈された時期は余り変わら ない。明らかに西洋の情景が描かれたものを「西洋風景」、もう一方を「日本風 景」として 2 点の絵画を区別をするために所有者が付けたのだと推測する。
議長	内田委員に尋ねるが、この絵に「日本」という言葉がついたときに何か違和感 はないか。
内田委員	この絵を見たときに、「なぜ日本なのか」と疑問をもったが、描かれた橋が木 造の橋なので、このあたりから「日本」と言えるのかと思う。 ただ、名称を変更するには所有者の意向を無視することはできないので、今回 の指定を先送りして、名称を変更した上で指定するという事を所有者に確認す る必要がある。これまでの調整の経緯もあるので、事務局の意見も聞きながら決 めるべきである。
議長	事務局から提案を願う。
事務局	久能山東照宮は、「日本風景」という名称でずっと管理していることから、あ えて違う名称にする理由もない。久能山東照宮が用いている名称を用いて混乱が 生じないように計らう必要があることから、名称は「日本風景」のままで良いと考 える。
内田委員	私もそのように思う。所有者が長年用いてきた名称を用いるということでよい と思う。
議長	それでは本案件、「日本風景<徳川慶喜筆/油絵 絹>」を静岡県指定有形文化財 に指定することに異議はないか。
委員	(異議なし)
議長	異議がないようなので、本審議会は本案件について、静岡県指定有形文化財に 指定するよう、静岡県知事に答申する。

議長	引き続き、「西洋風景<徳川慶喜筆/油絵 麻布>」の指定の適否について審議を行う。 事務局より、諮問文の朗読をお願いします。
事務局	(諮問文案朗読)
議長	この案件について、事務局に説明をお願いします。
事務局	(案件説明)
議長	調査を担当した吉田委員に補足説明をお願いします。
吉田委員	近代日本の西洋画の主流として語られるのは、パイオニアである高橋由一、留学した黒田清輝や浅井忠などである。高橋由一は明治5年頃の「花魁」、10年頃の「鮭」が有名であるが、これより前の明治2年頃には「小林更平像」を描いているが余り上手ではない。徳川慶喜はプロの画家ではないものの、この頃から油絵を描きはじめ、明治30年代まである程度継続的に油絵を描いている。この時代に幕府開成所の流れをくんだ川村清雄などに連なるもう一つの近代洋画史を設定するのであれば、その起点になるのが慶喜の絵なのではないか。 「西洋風景」は「日本風景」よりも新しい制作であると考えられるが、西洋の画材が多少は手に入りやすくなった頃であっても、黒田清輝などとは異なる東洋画の文人画的な要素を持った様式で描き続けていた作品として位置付けることができるのではないか。
議長	それでは、「西洋風景<徳川慶喜筆/油絵 麻布>」の指定について、審議をお願いします。質問・意見等あったら発言をお願いします。
土屋委員	諮問文には「ローマの水道橋」、また所見書には「ポン・デュ・ガール」という表現がある。「西洋風景」に描かれた石橋がこれに似ているかどうかはそれぞれの人の主観によるので、公的な文書からは削除した方が良いのではないか。
吉田委員	表現したかったことは描かれた橋が石造りのアーチ橋であるということだけなので、特にこの表現にこだわるものではない。
土屋委員	「ポン・デュ・ガール」では特定の建造物を指すことになるので、「石造りのアーチ橋」という表現だけではどうか。
吉田委員	よい。
議長	その他ご意見等あるか。
内田委員	この絵には箱書きがあるか。
吉田委員	箱はあるが当初のものではないので、箱書きは確認できない。
内田委員	慶喜の制作と明確に証明するものはないが、慶喜家が寄贈しており来歴は確かであるということによいか。
吉田委員	よい。

内田委員	「日本風景」と同じ時期に久能山東照宮に寄贈されているのか。
吉田委員	「日本風景」と「西洋風景」の寄贈が、同じ時期かどうかは不明である。なお、この「西洋風景」は、一時、高松宮家にあったこともわかっている。
内田委員	ほぼ慶喜の作品で間違いないということでもいいか。
吉田委員	署名はないが来歴は確かで、筆法や色の使い方は異なるが、遠近感の崩れや執拗に樹木の葉や木、岩のしわを描くところなどに様式の共通性があることから、慶喜の作品でよいと考えている。
内田委員	わかった。
議長	その他、質問等はないか。 それでは、本案件「西洋風景〈徳川慶喜筆/油絵 麻布〉」を静岡県指定有形文化財に指定することにご異議ないか。
委員	(異議なし)
議長	異議がないようなので、本審議会は本案件について、静岡県指定有形文化財に指定するよう、静岡県知事に答申をする。 ここで、10分間の休憩とする。
	(休憩)
議長	審議を再開する。 先ほどの「西洋風景」に関する諮問文について、指摘のあった「ローマの水道橋のような石造りのアーチ橋」という箇所「ローマの水道橋のような」を削除するというので土屋委員よろしいか。
土屋委員	よい。
議長	ではこの箇所を修正する。 それでは、3件目の審議に入る。 「東平第1号墳出土遺物一括」の指定の適否について審議する。事務局より、諮問文案の朗読をお願いします。
事務局	(諮問文案朗読)
議長	この案件について、事務局に説明をお願いします。
事務局	(案件説明)
議長	調査を担当した日高委員に補足説明をお願いします。
日高委員	東平第1号墳の資料が非常に重要である理由のひとつに、丁字形利器がある。日本で4例しか出土していないものの内のひとつが、この古墳から出土してい

	<p>る。本件は4点の中でも保存状態が柄の部分も含め非常に良好なもので、木製の柄をつけていたことも分かる。この丁字形利器は、斧鉞に源流があると理解されているが、この評価は、今後も検討が必要であると思う。なぜなら、朝鮮半島で似たものは出土しているが全く同じわけではなく、また、中国からも出土していないからである。なぜ、日本の4例が朝鮮半島で出土しているものと異なるような形に変化しているのかということも、今後検討していかなければいけない。類例がないこのようなものが、古墳時代の終末期である7世紀代に出現することが、東アジアの歴史を考えると、非常に重要であると評価できる。</p> <p>また馬具については、仏教遺物、仏教美術との関連を考えることができる。古墳時代の馬具は鉄板の上に金銅板を重ねて造っていくため非常に分厚くなるわけだが、飛鳥時代以降、金銅製の薄い金具が仏像用に造られるようになると、馬具も同様に薄い金具に変化していく。鞍作止利の釈迦三尊像などとも関わり合いのあるような資料が東平第1号墳から出土していることが、非常に重要である。</p> <p>鉄鏃については、非常に数が多いのが特徴である。</p> <p>墳丘や周溝から出土した土器の残り具合は決していいものではないが、埋葬の時に使われていた土器や、埋葬の年代よりも若干新しく位置づけられるような土器も含まれているので、墓前祭祀や追悼儀礼などに用いられていたものと想定される。したがって、この古墳に関する歴史やその後の利用状況を考える上でも、一括して保存することが重要であると判断する。</p> <p>これらのことから、東平第1号墳出土遺物は、一括して県指定にすることがふさわしいものであると判断をする。</p>
議長	<p>それでは「東平第1号墳出土遺物一括」について審議をお願いします。質問・意見等あったら発言をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、私から質問する。</p> <p>日高委員の報告では、昨年度出土品が県指定となった中原第4号墳、今回の東平第1号墳、そして西平第1号墳のいずれの被葬者も東駿河を代表する有力者であると言え、首長権が引き継がれた可能性もあるのではないかと指摘があった。日高委員からこの地域の古墳群の特徴を改めて伺いたい。</p>
日高委員	<p>この地域には、いま指摘のあった3つの古墳が近在している。古墳時代を代表する古墳のかたちには前方後円墳があるが、小さな円墳や方墳の中に大きな前方後円墳が造られているので、それが時代と時期により首長墓の系譜として連なっていくと考えると非常にわかりやすい。しかし、今回の東平第1号墳は非常に規模が小さい古墳で、古墳が造られた古墳時代終末期の7世紀代にはこのような系譜が分らなくなっていく傾向がある。</p> <p>全国的に見ても7世紀代の古墳時代終末期は副葬品があまり多くないので時期も把握しづらいが、東駿河では非常に多くの鉄鏃を副葬していること、朝鮮半島との関わり合いを持つような遺物があること、沼津市の宮原第2号墳でも丁字形利器が出土していたりすることは、この駿河の地域で軍事権や首長権などを継続的に考えていく上で、非常に重要な資料であると思っている。</p> <p>もちろん古墳群の中には小さな古墳も存在するわけで、それらと比較しても東平第1号墳はそれほど大きいというわけではない。しかし、副葬品の様相が他にはない重要な資料を多く含んでいることから、首長墓の系譜を考える上でも重要な古墳であろうと考えている。</p>
議長	<p>古墳群の中で古墳相互の関わりが見えてくるという貴重な意見をいただいた。それでは本案件、東平第1号墳出土遺物一括を静岡県指定有形文化財に指定す</p>

	<p>ることに異議はないか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議はないようなので、本審議会は本案件について、静岡県指定有形文化財に指定するよう、静岡県知事に答申する。 本日の審議案件は以上である。 進行について、一旦、事務局に返す。</p>
司会	<p>それでは、杉野会長に答申書に署名をしていただく。</p> <p>(杉野会長 署名) (渋谷理事 受領)</p>
司会	<p>それでは、次に事務局から4件の報告をする。 指定解除案件として第1回の審議会で書面決議のあった掉月庵の夫婦槇(こぶ槇)は、枯死により9月30日付けで静岡県指定文化財の指定を解除した。</p> <p>続いて、9月下旬の台風15号による文化財の被害について報告する。</p>
事務局	<p>(台風15号による文化財の被害について報告)</p>
司会	<p>続いて、しずおか遺産制度について説明する。</p>
事務局	<p>(しずおか遺産について報告)</p>
司会	<p>続いて、静岡県の文化的景観の調査報告書について報告する。</p>
事務局	<p>(文化的景観の調査報告書について報告)</p>
脇田委員	<p>今回の景観調査に、海域や海など、ランドスケープに対してシースケープと呼ばれるようなものは対象となったのか伺いたい。</p>
事務局	<p>今回まとめていく中で、静岡県を特徴づける特に大事な景観として位置づけたものは、お茶畑の景観、わさびの景観、それから漁業にかかわる景観、さらに林業に関わる景観である。</p> <p>海域については、浜名湖の養殖景観、沼津の内浦、江浦の養殖景観を非常に重要な景観と考えている。さらには漁村として、例えば静岡由比の由比港の景観、伊豆半島の南西部の松崎町雲見のテングサ漁により季節で風景が変わる景観などを位置づけている。</p> <p>このほか、漁村では、西伊豆町安良里や宇久須の景観を位置づけている。</p>
脇田委員	<p>海域を対象としたことについてありがたく思う。ただ、今後困難が予想されるところもある。先ほどの説明で都市計画に位置付けなくてはならないとあったが、海域は都市計画区域に入ってこない。このため、海域での人間の活動を都市計画の中でどのように扱うかが、とても大きな課題だと思う。そのあたりは都市計画部局とも議論をし、海域での活動が文化的景観として保存されていくようにご検討いただきたい。</p>

事務局	指摘を元に調整していきたいので、今後も指導をお願いします。
大久保委員	大変素晴らしい取組みだと思う。ひとつ質問があるが、温泉や温泉周辺の街並みなどは今回の調査対象に入っているのか。
事務局	<p>温泉について今回報告があったのは、熱川の温泉景観がある。</p> <p>温泉の櫓が立ち並び温水が配される、広く言えば湧水に関わるような景観が東伊豆町から報告されている。他にもいくつか働きかけたが、景観的なまとまりとして報告しにくいという意見を聞いている。</p> <p>ただ、今回調査報告書の中で、これを文化的景観のひとつとして位置付けたことで、市町が文化的景観に対し認識を深めてくれれば、今後さらに発展していくものと考えている。</p>
大久保委員	引き続きよろしくをお願いします。
司会	以上をもって、令和4年度第2回静岡県文化財保護審議会を終了する。